

第4章 東海地震に関する事前対策活動

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）について、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意志決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動を行う旨の意志決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

総則編第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

第2節 東海地震に関連する情報及び

警戒宣言発令時の活動体制

全機関

東海地震に関連する情報時の体制

1 活動体制

- (1) 南海トラフ地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その情報の内容に応じて必要な活動体制をとる。

なお、各体制については、「震災対策編第2章災害応急計画第2節」の体制による。

- (2) 各種情報を解除する情報が伝達されたとき、並びに警戒宣言が解除されたとき、または他の体制に移行したときは、活動体制を解除する。

- (3) 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び南海トラフ地震に関連する調査情報（臨時）等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接したときは、動員命令を待つことなく参集する。

2 東海地震に係る活動内容及び体制

情報の種類	主な業務内容	庁内体制
南海トラフ地震に関連する調査情報（臨時） （カラーレベル 青）	○地震災害警戒準備本部の設置準備 ○南海トラフ地震に関連する調査情報の収集及び伝達	レベル2 警戒準備 体制
東海地震注意情報 【東海地震注意情報に基づき政府が準備行動の意思決定を行った場合】 （カラーレベル 黄）	○地震災害警戒準備本部設置 ○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対策等に関する広報 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材の確認 ○管理している施設の緊急点検 ○学校の児童生徒及び保育園の園児の引渡し等安全確保対策	レベル4 非常体制
警戒宣言及び東海地震予知情報 （カラーレベル 赤）	○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達 ○市内における地震防災対策の実施 ○自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告	レベル4 緊急体制

なお、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたことに伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行われなかったとされている。

3 防災関係機関の体制

- (1) 東海地震に関連する情報時の体制

各機関は、南海トラフ地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その所

掌業務について、各機関の防災業務計画に基づき警戒宣言の発令に備えて準備を行うものとする。

- ア 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- イ 地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
- ウ 管理している施設の緊急点検

(2) 警戒宣言時の体制

各機関は、活動体制等について各機関の防災業務計画にあらかじめ定めておく。また、その所掌業務について発災時に備えての準備を行う。

4 地震災害警戒準備本部の設置

(1) 設置基準

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その情報の内容に応じて設置する。

- ア 編成の組織、所掌事務（風水害対策編第2章第3節を準用する）

(2) 解除基準

- ア 他の体制に移行したとき。
- イ 南海トラフ地震に関連する調査情報、東海地震注意情報・東海地震予知情報の解除等が伝えられた場合。

5 地震災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

東海地震予知情報及び大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第9条に基づき地震災害にかんする警戒宣言が発せられたときは、第16条の市町村地震災害警戒本部の設置規定に基づき、岡谷市地震災害警戒本部を設置する。

- ア 編成の組織、所掌事務（風水害対策編第2章第3節を準用する）

(2) 解除基準

- ア 大震法第9条第3項の警戒解除宣言があったとき。
- イ 南海トラフ地震に関連する調査情報、東海地震注意情報・東海地震予知情報の解除等が伝えられた場合。

第3節 情報収集伝達計画

全機関

第1 基本方針

情報の収集及び伝達は、全ての地震防災応急対策の根幹となることから、市及び関係機関、住民、各事業所等が情報の共有化を図ることを基本とする。なお、地震予知情報及び警戒宣言等の伝達については、迅速かつ的確に行う。

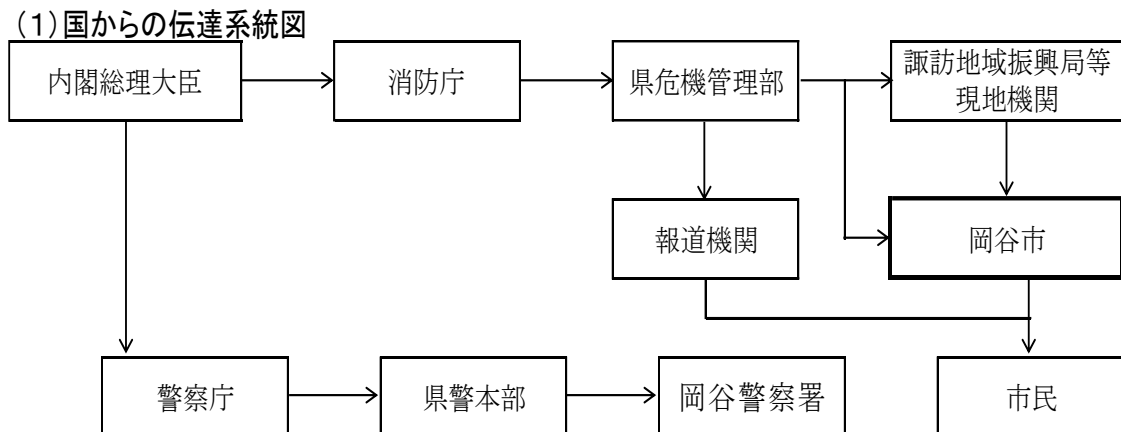
第2 東海地震に関する情報の受理

県防災行政無線によって県から通知される、南海トラフ地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理は、地震災害警戒準備本部設置前の勤務時間内は、危機管理室が行い、勤務時間外は、日直及び宿直担当職員が行う。地震災害警戒準備本部設置後は、危機管理室において受理する。

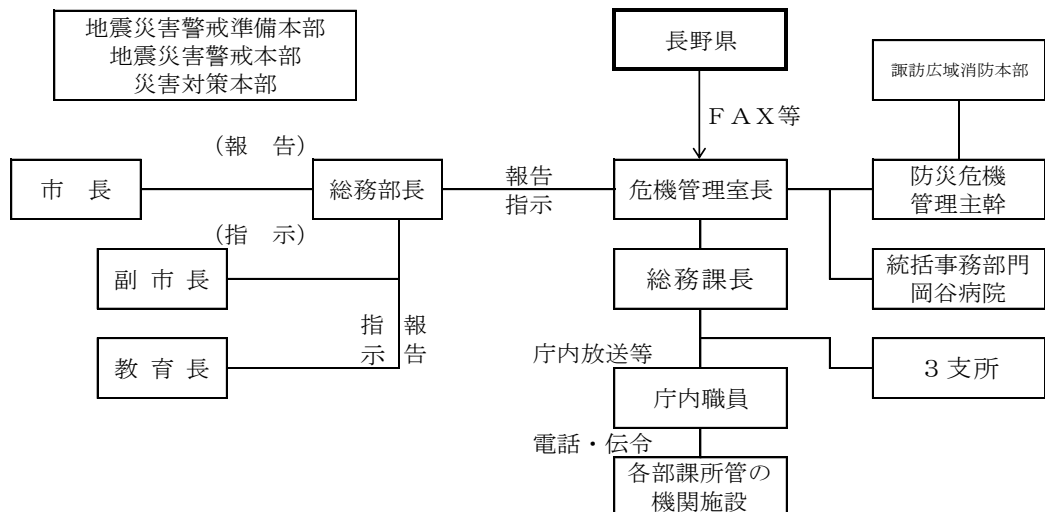
第3 東海地震に関する情報の伝達・周知

1 伝達系統図

(1) 国からの伝達系統図



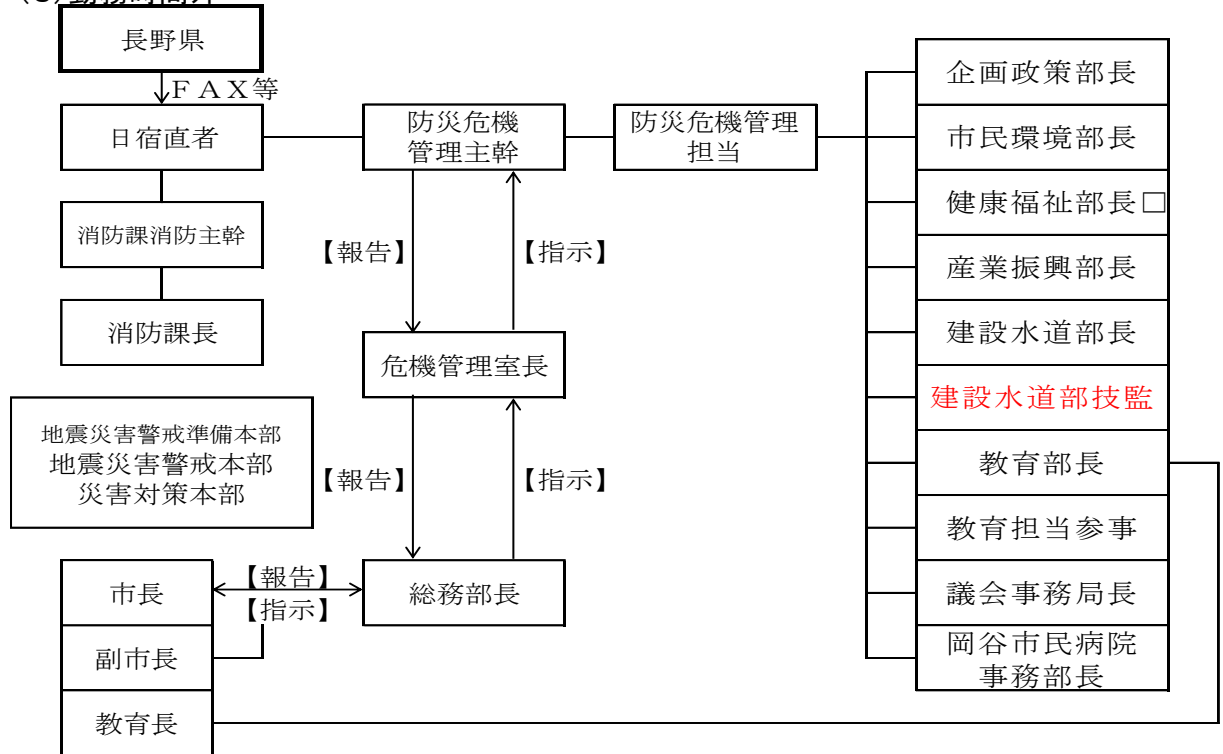
(2) 勤務時間内



- ア 勤務時間内に、県衛星系無線機から南海トラフ地震に関連する調査情報、注意情報及び予知情報を受理した危機管理室長は、直ちに系統図に従い総務部長へ報告するとともに、庁内放送、内線電話、サイボウズ掲示板で周知する。
- イ 市民等には、風水害対策編第1章3節「情報の収集・連絡体制計画」に準ずる。

(3) 勤務時間外

(3)勤務時間外



- ア 日宿直者は、受理した南海トラフ地震に関連する調査情報、注意情報及び予知情報を直ちに危機管理室防災危機管理主幹へ通知する。
- イ 防災危機管理主幹は危機管理室長に報告する。危機管理室長は受領した情報を判断材料として体制を整える。
- ウ 各種体制が敷かれた場合若しくは他の体制に移行した場合は、緊急動員配置体制連絡網で伝令する。また電話が不通のときには、市内一斉の防災行政無線による。
- エ 各部長等までの連絡体制は上記のとおりとし、各部長からは各部作成の連絡体制による。
- オ 住民等には、風水害対策編第1章3節「情報の収集・連絡体制計画」に準ずる。

第4 東海地震に関する情報収集

1 収集する情報

東海地震に関連する主な情報等における収集先と内容については、下記のとおりとするが、記載されてない情報等についても、事務分掌の内容で各課において情報収集及び応急対策の準備を行う。

情報収集先	情報の内容	担当
長野地方気象台 県危機管理部 諏訪地域振興局	・東海地震関連情報 ・東海地震に関連する情報発表に伴う地震防災応急対策の通知 ・警戒宣言・警戒解除宣言 ・防災気象情報 ・国・県の警戒本部の設置、廃止	本部事務局 危機管理班
各区	・避難収容状況 ・自主防災組織活動状況	本部事務局 危機管理班
他市町村	・応急対策実施状況	本部事務局 企画班 地域創生推進班
諏訪広域消防本部	・応急対策実施状況	消防班
中日本高速道路 長野国道事務所岡谷維持修繕出張所 諏訪建設事務所 岡谷警察署	・交通規制状況	都市計画班 土木班 土木班 市民環境班
岡谷市水道事業協同組合	・応急給水対策準備状況 ・上下水道施設応急対策実施状況	水道班
岡谷建設事業協同組合	・応急対策準備状況	土木班
医療機関	・救護班の編成準備 ・医薬品、医療資機材確保状況 ・入院患者対応状況	健康推進班 病院班 病院班
中部電力パワーグリッド株式会社 諏訪営業所 岡谷駅 諏訪瓦斯 アルピコ交通 NTT東日本 流通業者	・応急対策実施状況 ・交通情報 ・物資の在庫量	商業観光班
緊急輸送関連	・車両及び燃料確保状況	本部事務局 財政班
小中学校及び保育園	・児童生徒及び園児の引渡し状況 ・住民の避難状況	教育部
社会福祉関連施設	・社会福祉関連施設の状況	社会福祉班 介護福祉班
各課共通	・各課の応急対応実施状況	各課

2 地震災害警戒準備本部及び地震災害警戒本部の運営

(1) 各部の配備体制、応急準備活動状況の報告

(2) 国・県の状況を踏まえ、今後の対応策について協議

(3) (1)の状況を踏まえ、地域住民が行動を的確に判断するための広報の内容確認

3 東海地震に関する情報の発表基準等

情報名称	プレスリップ（前兆すべり）に沿った変化が観測された場合
南海トラフ地震に関連する調査情報	【発表基準】 東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合 （東海地域における少なくとも歪計1箇所以上で有意な変化が観測された場合等、または、顕著な地震活動が想定震源域内またはその近傍で発生した場合で、東海地震との関連性について直ちに評価できない場合等） 【下記の場合は、「安心情報である」旨も併せて明記する】 ① 東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合 東海地域における全ての歪計の変化が収まる等、プレスリップの可能性がなくなったと認められた場合等、または、地震は発生しているが、特段の地殻変動が観測されていない（プレスリップに沿った変化と判断されない）こと、かつ、地震活動が順調に減衰する傾向であること、が認められた場合等 ② 発生した地震が直ちに東海地震に関連性がないと判断できる場合
東海地震注意情報	【発表基準】 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合 （東海地域における歪計2箇所での有意な変化がプレスリップによるものと矛盾がないと認められた場合等） 【解除基準】 東海地震発生のおそれが無くなったと認められた場合 （東海地域における全ての歪計の変化が収まる等、プレスリップの可能性がなくなったと認められた場合）
東海地震予知情報	【発表基準】：（警戒宣言発令とほぼ同時に発表） 東海地震が発生するおそれがあると認められた場合 （東海地域における歪計3箇所以上での有意な変化がプレスリップによるものと認められた場合等） 【解除基準】（警戒解除宣言発令とほぼ同時に発表） 東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合 （東海地震が発生した場合、または、東海地震における全ての歪計の変化が収まる等、プレスリップの可能性がなくなったと認められた場合等）

第4節 広報計画

危機管理班・秘書広報班・関係機関

第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報などに対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

第2 活動内容

1 東海地震注意情報受理時の広報（レベル4：地震災害警戒準備本部）

市は、東海地震注意情報が伝達された場合は、住民に次の内容についての広報を行う。

- (1) 東海地震注意情報の内容及びその後に発表される東海地震に関連する情報の内容
- (2) 関係機関の対応状況等地域住民が行動を的確に判断するための事項
- (3) 強化地域内への不要不急の旅行自粛等、居住者等が留意すべき事項
- (4) 地域住民に対して沈着冷静な対応の要請
- (5) その他必要な事項

2 東海地震警戒宣言及び東海地震予知情報時の広報（レベル4：地震災害警戒本部）

市は、東海地震警戒宣言及び東海地震予知情報が伝達された場合は、住民に次の内容についての広報を行う。

- (1) 警戒宣言及び地震予知情報等に関する周知
- (2) 主な交通機関の運行状況及び道路交通情報
- (3) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (4) ライフラインに関する情報
- (5) 強化地域内外の生活関連情報
- (6) 事業者等が取るべき措置
- (7) 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- (8) 家庭において実施すべき事項
- (9) 自主防災組織に対する防災活動の要請
- (10) 金融機関等が講じた措置に関する情報
- (11) 犯罪予防等のために住民がとるべき措置

(12) その他の必要な事項

3 広報手段等

市が行う広報は、住民一人ひとりに情報が伝達されるように配慮するものとし、これに対処するため必要な事項をわかりやすくまとめ、防災行政無線、防災ラジオ、防災メール、岡谷市行政チャンネル、ホームページにより実施する。

4 問合せ窓口の設置

住民等からの問合せに対応できるよう、警戒準備本部、警戒本部に問合せ窓口を開設する。

第5節 避難活動等

総務部全班・市民環境部全班・健康福祉部全班・都市計画班・土木班・教育部全班・関係機関

第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置を講ずるものとする。

高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍住民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。

また、避難対象区域（がけ地崩壊危険地域等）における避難は、徒歩を原則とするが、徒歩による避難が著しく困難な地域については、車両による避難についてあらかじめ検討する。

第2 活動内容

1 避難対象地区

- (1) 警戒宣言が発せられた場合、次の区域内の世帯及び事業所は、指定された避難地又は強化地域外の親戚・知人宅等安全な場所に避難する。

- ア がけ地、山崩れ崩落危険地区
- イ 崩落危険のあるため池等の下流地区
- ウ その他市長が危険と認める地域

【資料9】ため池

【資料10】土砂災害警戒区域

【資料11】地すべり危険箇所

- (2) 避難指示等の実施

警戒宣言発令時には、避難が必要と認められる地区の住民に対して、避難指示を行うことを原則とする。

- (3) 避難指示等の伝達

避難指示等の伝達は、防災行政無線、防災ラジオ、防災メール、岡谷市行政チャンネル、広報車、また、岡谷警察署及び区自主防災組織等を通じて実施する。

- (4) 避難指示の内容

避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。

- ア 避難を要する理由
- イ 避難指示対象地域
- ウ 避難先とその場所
- エ 避難経路
- オ 注意事項

- (5) 警戒区域の設定

警戒宣言発令時に、必要と認められる地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。実施方法等は、風水害対策編第2章第12節「避難収容活動」による。

- (6) 区、自主防災組織等に対する指導

市は、区、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行う。

- ア 防災用具、非常持出品及び食糧の準備

- イ 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ウ 避難場所の点検及び収容準備
- エ 収容者の安全管理
- オ 負傷者の救護準備
- カ 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護

2 避難の方法

避難は、町内会等を単位とした集団避難を原則とする。

3 避難状況等の報告

区、自主防災組織の長及び避難所の施設管理者等は、避難完了後に次の事項を本部事務局に報告する。

- (1) 避難地区名
- (2) 避難者数
- (3) 必要な救助保護の内容
- (4) 市に対する要請事項

4 避難所の開設・運営

避難所の開設・運営等は、風水害対策編第2章第12節による。

5 車両による避難

- (1) 市は、避難対象区域（がけ地崩壊危険地域等）における避難は、徒歩を原則とするが、徒歩による避難が著しく困難な地域については、岡谷警察署及び県と協議のうえ、あらかじめ車両避難対象地区を定めておく。
- (2) 市は、車両避難の対象とする地域を、山間地区で避難地までの距離が概ね4km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、岡谷警察署と調整しておく。
- (3) 市は、車両避難対象地区については、各地域における避難場所の設置場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討、見直しを行う。
- (4) 市は、車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人数を確実に把握しておくとともに、対象車両数や避難地の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておく。
- (5) 市は、災害時には直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知する。
- (6) 住民は車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車または、避難地における駐車にあたっては、緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮するものとする。

6 屋内避難

- (1) 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地域内の住民のうち高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、東海

地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とする。

- (2) 市は、方針に従い公立小中学校の公共施設の中から、屋内避難が可能な施設の選定をするとともに、避難対象地区内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておく。
- (3) 屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講じる。

7 要配慮者利用施設における避難対策

- (1) 避難対象地区内の要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておく。
 - ア 警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間・休日含む）
 - イ 徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
 - ウ 屋内避難方針に適合した施設、知人・親戚宅、避難先についての検討

【資料 16】 社会福祉施設等

- (2) 要配慮者利用施設の管理者は、市と調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておく。

また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずる。

 - ア 夜間・休日を含めた連絡体制
 - イ 徒歩避難困難者の避難方法、使用車両等
 - ウ 利用者等の態様に応じた避難先

8 避難活動

- (1) 市は、避難の状況、避難地の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県（諏訪地方事務所）へ報告する。
- (2) 避難地は、小中学校の校庭とし、避難所の設置及び運営については、風水害対策編第2章第12節による。

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

危機管理班・会計班・社会福祉班・商業観光班・水道班・教育部全班・関係機関

第1 基本方針

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保するものとし、県及び市は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋するほか、物資流通の円滑化に配慮する。

また、地震発生時の飲料水の確保について、県及び市は必要な措置を講ずる。

第2 活動内容

1 食料及び生活必需品の確保

- (1) 住民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から食料等生活必需品の備蓄に努めるものとする。（風水害対策編第2章第14節による。）
- (2) 市は、緊急避難等で非常持出しができなかった住民等に緊急物資の供給の必要が生じた時は物資の調達又はあっせんを行う。
- (3) 市は、平常時から在庫状況を把握しておくとともに、必要により応援協定による食料等の調達体制を図る。（風水害対策編第2章第4節による。）
- (4) 県に対する緊急物資の調達又はあっせんを行う。
- (5) 市は、避難対象地区以外において住民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請する。
また、上記の要請が可能となるよう、市における主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議する。
- (6) 市は、生活必需品等の備蓄について、住民に対して周知するものとする。
- (7) 物資拠点の開設準備を行う。

2 飲料水の確保

- (1) 市が実施する措置
 - ア 住民に対して、貯水の励行に関する広報を徹底する。
 - イ 水道班は、応急給水活動の準備を行う。
 - ウ 水道班は、水道施設の安全点検を実施するとともに、応急復旧体制の準備を行う。
- (2) 住民が実施する措置
 - ア 飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水する。
 - イ 非常持ち出し用の飲料水の準備を行う。
- (3) 復旧体制の確立
水道班は、応急復旧に備えて、岡谷市水道事業協同組合に待機を指示し、応援人員、必要資機材等の確認、確保を行う。

【資料 30-17】災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（JA信州諏訪）

【資料 30-18】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
（生活協同組合コープながの）

【資料 30-22】 災害時における救援物資提供に関する協定書（北陸コカ・コーラボトリング株）

【資料 30-34】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（アピタ岡谷店）

第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

危機管理班・消防班・市民生活班・環境班・健康推進班・病院部全班・関係機関

第1 基本方針

地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立するものとする。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行うものとする。

第2 活動内容

1 医療救護体制の確立

市は、地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護活動を整える。

- (1) 市は、岡谷市医師会、岡谷下諏訪歯科医師会、岡谷薬剤師会等に対し、救護班の出動準備を要請する。
- (2) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握する。
- (3) 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入体制を整える。
- (4) 傷病者の搬送準備をする。
- (5) 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図る。

【資料 30-10】災害時の医療救護活動に関する協定書（岡谷市医師会）

【資料 30-19】災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（岡谷下諏訪歯科医師会）

【資料 30-31/32】災害時の医療救護活動に関する協定書（岡谷薬剤師会）

2 保健衛生体制の確立

市は、地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機材を稼働できるように準備し、住民は、自己完結の努力をする。

- (1) 市は、し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備する。
- (2) 住民は、し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備する。

第8節 児童生徒等の保護活動計画

教育総務班・子ども班・生涯学習班

第1 基本方針

保育園、幼稚園、小学校、中学校、（以下この節において「学校等」という。）においては、平素から地震予知情報等が発せられた時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずるものとする。

なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難地及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施するものとする。

第2 活動内容

1 学校等が実施する措置

児童生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合、授業又は学校行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校又は登園しないものとする。

(1) 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員の引率による集団下校や、直接保護者への引き渡しを行う。

(2) 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で、帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は、市が設置した避難地又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合わせのうえ、個々についての対応の仕方を確認しておく。

(3) 保護にあたっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人数を確実に把握し、教育総務班及び子ども班へ報告する。

(4) 保護した児童生徒等の生活に必要な食料、水、生活必需品等の確保については、災害警戒本部と協議のうえ、対策を講ずる。

(5) 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒等に対し、以下の事項を徹底しておく。

ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。

イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。

(6) 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらないよう徹底しておく。

2 保護者が実施する措置

児童生徒等の保護者は、学校での引き渡しを受けるべく、自主的に出向くものとする。なお、必ず、学級担任の教諭の確認を受けるものとする。

第9節 消防・救急救助対策等

危機管理班・消防班・健康推進班・関係機関

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、岡谷市地域防災計画及び消防計画に基づき、平常時の業務を停止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。

また、東海地震応急活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備活動を実施する。

第2 活動内容

1 岡谷市が実施する計画

- (1) 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立するものとする。
- (2) 警察、自衛隊及び消防の応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (3) 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- (4) 火災発生の防止、初期消火活動については住民等への広報を行う。
- (5) 自主防災会、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施する。
- (6) 消防団、自主防災会の協力を得て、消防団屯所等に配置した資機材等の確認を行う。

2 諏訪広域消防本部が実施する計画

- (1) 地震予知情報等を収集し、収集した情報を的確に職員及び団員に周知するほか、住民に伝達できるよう収集・伝達体制を確立する。
- (2) 地震に備えての消防部隊の編成強化を行う。
- (3) 資機材及び救急資機材を確保する。
- (4) 迅速な救急救助のための体制を確保する。
- (5) 避難対象地区住民に対して、避難のための立ち退きを指示するとともに、避難路を確保し、避難誘導を行う。なお、避難誘導等をする際には、避難者に対して避難生活に必要な食料、飲料水の物資を持参するよう明示する。
- (6) 出火防止、初期消火等の広報を行う。
- (7) 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示する。
- (8) その他岡谷警察署と協力して避難後の警戒をするなど、必要な措置を実施する。

3 消防団が実施する計画

消防署と連携をとりながら災害発生に備えて以下の事前活動を実施する。

- (1) 消火・救助活動の準備をする。

(2) 住民に対し、出火防止及び初期消火等の広報を行う。

4 自主防災組織等が実施する計画

保有する資機材等の点検を行うと共に、災害時における防災活動の進め方の確認を行い、災害発生に備える。

第10節 防災関係機関の講ずる措置

関係機関

第1 基本方針

防災関係機関は、南海トラフ地震に関連する調査情報が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保などの必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合または警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

第2 実施計画

1 中部電力パワーグリッド株式会社諏訪営業所

- (1) 地震災害警戒本部を設置する。
- (2) 電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確立する。
- (3) 社員一人一人が、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

2 NTT東日本株式会社長野支店

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講じる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。
- (4) 通信の疎通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行う。
- (5) 警戒宣言発令後、災害用伝言ダイヤル等の運用開始に向けた準備を行うとともに、ふくそうが発生した場合は、速やかに運用を開始する。なお、注意情報等発出後においても、同様とする。

3 諏訪瓦斯株式会社岡谷下諏訪営業所

- (1) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確立する。
- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。

(4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。

(5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保する。

4 金融機関

(1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止するものとする。ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。

(2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（ＡＴＭ）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講ずる。

(3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行うものとする。

※「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

5 郵便局株式会社岡谷郵便局・郵政事業株式会社岡谷支店

(1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から各局所における業務の取扱いを停止する。ただし、普通郵便局及び集配特定郵便局（災害発生時における局舎の安全性を確保すること等の事由により、事務の窓口取扱いを継続することが困難と認められる郵便局で、支社長が別に指定して公示する郵便局を除く。）においては、後項（２）に規定する事務の窓口取扱いを行う。

(2) 預金者の緊急な資金需要にこたえるための郵便貯金の払戻し（払戻しに充てるべき資金の額により金額に限度を設けることがある）の窓口取扱を行う。

(3) 前項（２）の事務は、支社長が預金者及び職員の安全並びに、地域の実情を十分配慮して予め定めた時間に取扱う。

(4) 警戒宣言時における郵便貯金自動預払機等については、機器の管理が可能な場合に限り取扱いを行う。

(5) 警戒宣言に伴う郵政事業の運営について、報道機関等を通じ広報活動を行う。

第11節 売り惜しみ・買い占め等の防止

関係機関

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要である。

第2 活動内容

- 1 売り惜しみ買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- 2 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- 3 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- 4 売り惜しみ買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- 5 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

(住民が実施する措置)

住民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第12節 交通対策

危機管理班・秘書広報班・財政班・市民生活班・土木班・関係機関

第1 基本方針

市は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送路を確保するため、交通規制等の情報提供をするとともに、不要不急の旅行を控えるよう対策を講じる。

また、関係事業者と連携した滞留旅客対策を行う。

第2 活動内容

1 道路に関する事項

- (1) 道路利用者に対して、車両の走行自粛の呼びかけ及び地震予知情報等の広報を行う。
- (2) 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。
- (3) 災害発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。
- (4) 幹線避難路における障害物の除去に努める。
- (5) 岡谷警察署が実施する交通規制または誘導について、岡谷警察署の要請に沿って、広報活動等の協力を行う。
- (6) 平素から関係機関と連携して、警戒宣言が発令された場合における措置について、自動車運転者に対し、次の事項の周知徹底を図る。
 - ア 走行中のとき
 - (イ) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。
 - (ロ) 車両において避難する時は、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路において避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、キーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
 - イ 避難するとき
車両避難を認める地区以外は、避難のために車両を使用しないこと。

2 岡谷警察署が実施する計画

- (1) 一般車両の走行を極力抑制する。
- (2) 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。
- (3) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。
- (4) 高速自動車道については、インターチェンジからの流入を制限する。

3 関係事業者との協力

関係事業者と連携し、帰宅困難者、滞留旅客対策等を行う。

4 アルピコ交通(株)諏訪支社が実施する計画

- (1) 主要バスターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。
- (2) 警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停車し、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

5 東日本旅客鉄道株式会社岡谷駅が実施する計画

- (1) 東海地震注意情報発表時の対応
 - ア 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときは、旅客等に対して内容を説明するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の運転計画を案内する。
 - イ 東海地震注意情報が発表された後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。
 - (ア) 旅客列車は運転を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。
 - (イ) 貨物列車は強化地域への進入を禁止する。
- (2) 東海地震予知情報（警戒宣言）発令時の対応
 - ア 東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられたときは、旅客等に情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により列車の運行状況について案内する。
 - イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。
 - ウ 警戒宣言発令後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。
 - (ア) 強化地域内への進入を禁止する。
 - (イ) 強化地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
 - (ウ) 長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域への進入禁止を継続する。

第13節 緊急輸送

危機管理班・財政班・農林水産班・都市計画班・土木班・関係機関

第1 基本方針

警戒宣言時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な、最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行う。

なお、市及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図る。

第2 活動内容

1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- (3) その他災害警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

2 市が実施する計画

- (1) 市は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図る。
- (2) 市は、必要に応じて、風水害対策編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」により、ヘリコプターの出動を要請する。

3 緊急通行車両の申請

地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、風水害対策編第2章第10節「緊急輸送活動」により、緊急通行車両の申請を県又は公安委員会（岡谷警察署）に行う。

【資料18】緊急交通路交通規制対象予定道路等

【資料19】緊急用ヘリポート

【資料20】災害対策用物資輸送拠点

第14節 他機関に対する応援要請

全機関

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、各機関は地震防災応急対策上の必要に応じて、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき、応援を要請する。

第2 実施計画

1 応援要請締結状況

市が災害時における応急対策の実施のための必要な協力を得ることに關して、締結している協定は、資料編のとおりである。

2 応援要請等

(1) 市町村等への応援要請

市は応援要請を必要と認めるときは、応援協定のうち必要状況に適した締結先に応援を要請する。

(2) 知事への応援要請

市は、市域において地震防災応急対策を実施するため応援が必要と認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置を求めることができる。

(3) 受入れ体制の確保

市は地震が発生し、県・他の市町村及び協定団体から応援を受入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入れ体制を確保するように努める。

(4) 費用の負担

県・他市町村及び協定団体から本市に応援がなされた場合の応援に要した負担方法は、大規模地震対策特別措置法第31条に定める方法又は応援協定による。

他市町村から、本市に派遣された職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条に基づく所定の方法による。

3 自衛隊に対する地震防災派遣の要請

市は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊支援の必要を認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を依頼する。(風水害対策編第2章第6節)

(1) 派遣を要請する事由

(2) 派遣を要請する期間

(3) 派遣を希望する区域

(4) その他参考になるべき事項

【資料 30-1】長野県市町村災害時相互応援協定書

【資料 30-3】諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書

【資料 30-7. 8. 9. 51】災害時の相互応援協定

第15節 事業所等対策計画

関係機関

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、各事業所は地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、地震防災応急計画に基づき、必要な措置をとるものとする。

第2 活動内容

1 事業所等が実施する計画

(1) 施設内の防災体制の確立

- ア 防災責任者を中心として、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立する。
- イ 地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置を講ずる。
- ウ あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施する。

(2) 応急保安措置の実施

地震防災応急計画に基づいて、防災体制を整える。

- ア 火気使用を自粛する。
- イ 落下物による被害等防災上の点検を行い必要があれば、応急修理を実施する。
- ウ 消火器具等の消防施設を点検し、出火に備える。
なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発せられたときは、地震防災応急計画に基づいて、ただちに出社し、あらかじめ定めてある応急対策を行うこととする。

2 従業員の帰宅措置

事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、保安要員を残し避難を開始する。この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認したうえで、相互協力し時差退社されるものとする。

ただし、帰宅にあたっては、徒歩又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしないものとする。

なお、鉄道、バス等の運行が停止されるので、帰宅方法等について適切な措置を講じておくものとする。

第16節 自主防災活動計画

関係機関

第1 基本方針

東海地震注意情報発表後、生命と財産を住民自身で守るため、各自主防災組織及び住民等が自主的に行う活動について定める。

第2 実施計画

1 自主防災組織の活動拠点の設置

自主防災組織ごとに対策本部を活動拠点となる公民館等に設置する。

2 情報の収集・伝達

(1) 自主防災組織は、東海地震注意情報、予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

(2) 自主防災組織は、東海地震関連情報をテレビ、ラジオで入手するよう努める。

(3) 市は、地域連絡員をあらかじめ指定された区に派遣し、地区内からの情報の収集にあたる。

3 防災資機材の配備

自主防災組織は、防災資機材等の点検と準備を行う。

4 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかけ確認する。

(1) 家具の転倒防止

(2) 落下物の除去

(3) 出火防止

(4) 備蓄食糧・飲料水・非常持出品の確認

5 避難活動

(1) 避難対象地区内の付近の住民に対して、事前避難、本部長の避難指示を伝達し、危険地域外の予め定められた避難地等へ避難誘導を行う。

避難状況を確認するとともに、地震災害警戒本部に報告する。

(2) 要配慮者に配慮し避難誘導を行う。

6 社会秩序の維持

(1) テレビ、ラジオ等による正確な情報の収集に努め、流言飛語の発生を防止して、社会秩序を乱すことのないように努める。

(2) 生活物資の買い占め等の混乱が生じぬように、住民に対して呼びかけを行い、物資の公平で円滑な供給に協力する。

第17節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

危機管理班・消防班・都市計画班・土木班

第1 基本方針

施設等の整備はおおむね五箇年を目途で行うとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体は未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第2 実施計画

1 避難施設等の整備

昭和56年建築基準法の改正以前に建築された小中学校・保育園・病院・市営住宅等の耐震診断を実施し、診断結果を踏まえ、防災拠点施設の整備を優先的に行う。

2 消防用施設等の整備

防火水利確保を図るため、耐震性貯水槽の整備を行う。

3 避難路の整備

緊急輸送路等の整備とあわせて、避難路等の整備を計画的に行う。

4 通信施設の整備

市及びその他関係機関は、情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するために必要な通信施設等の整備に努める。

5 社会秩序の維持

- (1) テレビ、ラジオ等による正確な情報の収集に努め、流言飛語の発生を防止して、社会秩序を乱すことのないように努める。
- (2) 生活物資の買い占め等の混乱が生じぬように、住民に対して呼びかけを行い、物資の公平で円滑な供給に協力する。